

県発注建設工事等における系列関係会社等の同一入札への参加制限について

記

1 実施事項

岐阜県が発注する建設工事及び建設工事に係る測量・設計等業務において、入札の適正さが阻害される恐れがある一定の資本関係又は人的関係（以下、「系列関係」という。）にある複数の者の同一入札への参加は認めないこととする。

同一入札に参加する複数の者の関係が、記2に掲げる系列関係の基準に該当する場合には、記4に掲げる取り扱いを行うものとする。

2 系列関係の基準

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者以上の関係

- ① 会社法第2条第4号に規定する親会社（同法施行規則第3条第3項第1号に該当するものに限る。以下同じ。）と会社法第2条第3号に規定する子会社（同法施行規則第3条第3項第1号に該当するものに限る。以下同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者以上の関係

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。（ただし、会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。）
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

※「役員」とは、持分会社の業務を執行する社員、株式会社の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいう。執行役員、監査役、監事及び事務局長は、役員には含まれない。

(3) その他の関係

上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3 公告等への記載

基準に該当する複数の者のした入札は無効とする旨を、次に掲げる文書に記載し、入札に関する条件として明示するものとする。

- ① 一般競争入札にあつては入札公告及び入札説明書
- ② 指名競争入札にあつては入札心得

4 基準に該当する場合の取り扱い

(1) 入札無効等に関する取り扱い

基準に該当する複数の者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として岐阜県会計規則第 130 条に基づき、無効として取り扱うものとする。

ただし、入札執行の完了に至るまでに基準に該当することが判明し、基準に該当する一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならないものとする。

また、入札参加者が基準に該当する場合に、本通知を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。

(2) 資格停止に関する取り扱い

前記 3 に違反して、虚偽等により入札を行い、落札に至った者及びその入札に参加した基準に該当する者は資格停止の対象とすることがある。

5 基準に関する届出

岐阜県建設工事等入札参加資格者名簿に登載された基準に該当する者は、別記様式によりその旨を県土整備部技術検査課あて提出するものとする。新規に入札参加資格申請を行う者は、入札参加資格審査申請書とともに別記様式を提出するものとする。

また、当該届出に変更（新規該当、非該当、届出内容の変更）が生じたときは、変更後速やかに、別記様式により変更内容を提出するものとする。

6 系列関係の確認

岐阜県建設工事等入札参加資格者名簿に登載された者の系列関係については、技術検査課において、記 5 の届出を整理し、各発注者の確認事務等に供するものとする。

7 適用

本取り扱いについては、平成 19 年 4 月 1 日以降に公告等を行う入札から適用する。